

# 近畿各府県の最低賃金額

(時間額・下段は発効年月日)

	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	滋賀県	
問い合わせ先(各府県賃金課(室))	06-6949-6502	075-241-3215	078-367-9154	0742-32-0206	073-488-1152	077-522-6654	
ホームページアドレス (平成30年4月1日からURLが変更になっています)	https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/	
地域別(府県)最低賃金	1,023円 令和4年10月1日	968円 令和4年10月9日	960円 令和4年10月1日	896円 令和4年10月1日	889円 令和4年10月1日	927円 令和4年10月6日	
特 定 最 低 賃 金	塗料製造業	1,031円 令和4年12月1日		1,000円 令和4年12月1日			
	鉄鋼業	大阪府最低賃金が適用されています		1,024円 令和4年12月1日		1,008円 令和4年12月30日	
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	大阪府最低賃金が適用されています					
	はん用、生産用、業務用機械器具製造業	1,028円 令和4年12月1日	京都府最低賃金が適用されています	993円 令和4年12月1日	905円 令和3年12月29日		978円 令和4年12月31日
	暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業						
	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		京都府最低賃金が適用されています				
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量用機械器具製造業			963円 令和4年12月1日			
	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、光学機械器具・レンズ製造業						
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業	大阪府最低賃金が適用されています	986円 令和5年1月27日	961円 令和4年12月1日	奈良県最低賃金が適用されています		965円 令和4年12月31日
	情報通信機械器具製造業						
	輸送用機械器具製造業		993円 令和5年1月27日	1,034円 令和4年12月1日			
	自動車・同附属品製造業	大阪府最低賃金が適用されています					981円 令和4年12月31日
	繊維工業			兵庫県最低賃金が適用されています			
	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業						滋賀県最低賃金が適用されています
	木材・木製品・家具・装備品製造業				時間額は奈良県最低賃金が適用されています		
	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業						967円 令和4年12月31日
	自動車小売業	大阪府最低賃金が適用されています		963円 令和4年12月1日	奈良県最低賃金が適用されています		
	自動車(新車)小売業		京都府最低賃金が適用されています				
	各種商品小売業 (百貨店、総合スーパーを含む)		京都府最低賃金が適用されています	兵庫県最低賃金が適用されています			滋賀県最低賃金が適用されています
百貨店、総合スーパー					和歌山県最低賃金が適用されています		

最低賃金に関する特設サイト <https://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



注： 特定最低賃金については、府県により適用される産業分類及び適用が除外される業務等が異なります。

詳しくは、該当府県の労働局賃金課(室)にお問い合わせください



